

新型コロナウイルス急拡大時における教育・保育に関する対応について

保育・教育現場，各事業所においては，これまでも対策を実施いただいているところではありますが，下記の事業などにより，対応の御検討及び御活用をお願いします。

● 代替保育の財政支援特例措置 （一時預かり事業の実施）

事業継続

保育所等は原則開所となるものの，職員・園児等に感染が確認された場合には，濃厚接触者の範囲を踏まえ，休園や一部開園の実施などを判断

→休園となった場合，公民館や児童館等で新たに一時預かり事業を実施する場合の財源を措置，地域の実情に応じて市町村が実施（体制整備への上乗せ補助：45万円／月 など）

【問合せ先】子育て社会推進課 ☎022-211-2529

● 新型コロナウイルス感染症による小学校休業 等対応助成金

事業継続

小学校・保育所等の休校等により，子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し，有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主を支援する制度 ※事業主から労働局への申請が必要

【問合せ先】コールセンター（フリーダイヤル） ☎ 0120-60-3999
【特別相談窓口】宮城労働局雇用環境・均等室 ☎022-299-8844

● 感染防止対策相談・支援事業 （宮城県看護協会に委託）

感染防止

保育所等からの相談への助言（59回実施済）

私立学校・公立幼稚園からの相談への助言

（6回実施：2月1日～）

依頼に応じて出張研修会を開催（10回実施済）

相談先：県看護協会（080-7722-7662）

【問合せ先】子育て社会推進課 ☎022-211-2529

● ワクチン接種の加速化 （積極的な接種の呼びかけ）

感染防止

教員・保育士を含むエッセンシャルワーカーを対象としたワクチン3回目接種を前倒しで開始（令和4年1月19日～）

大規模接種センターや各市町村会場等での早期接種を呼びかけ

【問合せ先】新型コロナ調整室 ☎022-211-3644
※大規模接種センターに関すること